

一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会
専門医認定医制度の移行措置に関する施行細則

平成 21 年 6 月 24 日制定
平成 21 年 9 月 19 日改定
平成 22 年 1 月 25 日改定

第1章 総則

第 1 条 本則は、日本心血管インターベンション治療学会が法人格を取得し、厚生労働省の外形基準および日本専門医制評価認定機構の基準に則った専門医制度に移行するにあたり、旧日本心血管インターベンション学会と旧日本心血管カテーテル治療学会の認定医および指導医を専門医に移行させる条件と手続きを定めるものである。移行措置対象者は、旧資格の更新期日を待たずに移行措置を申請することができる。

第2章 日本心血管インターベンション学会指導医に関する移行措置

第 2 条 日本心血管インターベンション学会の指導医を取得し、次の条件に該当する会員は、本則第 4 章の規定にかかわらず、CD-ROM による実技評価審査を受け、所定の基準以上の評価を得た場合に専門医資格を得ることができる。この場合の認定期間は 5 年間とする。

① 2008 年 12 月までに指導医を取得し、移行申請より遡って年間 70 症例以上、5 年間で 350 症例以上の冠動脈インターベンションの実績があるもの。ただし、その内 200 例は指導的介助者としての実績で可とする。

実績リストは、学会指定の PCI 治療実績表の記載項目を網羅すれば、自施設のデータベースから作成したリストも可とする。

② 日本循環器学会認定循環器専門医の資格があるか、それに相当する循環器病学の学識と診療経験があること。(注 1)

2.すでに指導医の更新を終了した医師の中で、残りの認定期間について専門医取得を希望するものは、症例の実績リストの提出は不要で、CD-ROM による実技評価審査を受け、所定の基準以上の評価を得た場合に専門医資格を得ることができる。

この場合は、指導医更新後の残りの期間を終了後に専門医の更新審査を受ける。

第 3 条 経過措置による専門医資格を取得しようとするものは、専門医認定申請書を専門医認定医制度審議会委員長宛で事務局に提出する。

第 4 条 実技評価の審査方法については別途規程を設ける。

第 5 条 本学会理事長が指名した専門医認定医制度審議会が認定作業にあたる。

第 6 条 経過措置により専門医の申請をした場合の認定料は 20,000 円とする。

第3章 日本心血管インターベンション学会認定医に関する移行措置

第 7 条 日本心血管インターベンション学会認定医は移行措置にて、日本心血管インターベンション治療学会認定医に移行する。

移行措置にて専門医資格を取得することはできないが、専門医受験資格は有するので、専門医試験受験条件を満たせば受験可能となる。

第4章 日本心血管カテーテル治療学会の実技認定医に関する移行措置

第 8 条 日本心血管カテーテル治療学会の認定医は実技試験を受けて認定されたものであり、新たに制定される CVIT 認定専門医制度の趣旨に則っていると判断されるため、次の条件に該当する会員は、本則第 4 章の規定にかかわらず専門医資格を得ることができる。

① 2009 年 4 月までに認定医を取得し、移行申請より遡って年間 70 症例以上、5 年間で 350 症例以上の冠動脈インターベンションの実績があるもの。ただし、その内 200 例は指導的介助者としての実績で可とする。

実績リストは、学会指定の PCI 治療実績表の記載項目を網羅すれば、自施設のデータベースから作成したリストも可とする。

- ② 日本循環器学会認定循環器専門医の資格があるか、それに相当する循環器病学の学識と診療経験があること。(注1)

第9条 経過措置により専門医資格を取得しようとするものは、専門医認定申請書を専門医認定医制度審議会委員長宛で事務局に提出する。本学会理事長が指名した専門医認定医制度審議会が認定作業にあたる。

第10条 経過措置により専門医の申請をした場合の認定料は10,000円とする。

第5章 日本心血管カテーテル治療学会の指導医に関する移行措置

第11条 日本心カテーテル治療学会の指導医で、実技試験を受けており、次の条件に該当する会員は、本則第4章の規定にかかわらず専門医資格を得ることができる。

- ① 2009年1月までに指導医に任命され、移行申請より遡って年間70症例以上、5年間で350症例以上の冠動脈インターベンションの実績があるもの。ただし、その内200例は指導的介助者としての実績で可とする。

実績リストは、学会指定の PCI 治療実績表の記載項目を網羅すれば、自施設のデータベースから作成したリストも可とする。

- ② 日本循環器学会認定循環器専門医の資格があるか、それに相当する循環器病学の学識と診療経験があること。(注1)

2. 実技試験を受けていない場合には、CD-ROMによる実技評価審査を受け、所定の基準以上の評価を得た場合に専門医資格を得ることができる。

3. CD-ROMによる実技評価の審査方法については別途規程と細則を設ける。

第12条 経過措置により専門医資格を取得しようとするものは、専門医認定申請書を専門医認定医制度審議会委員長宛で事務局に提出する。

第13条 本学会理事長が指名した専門医認定医制度審議会が直接認定作業にあたる。

第14条 経過措置により専門医の申請をした場合の認定料は、実技試験を受けた指導医は10,000円、実技試験を受けていない指導医は20,000円とする。

第6章 日本心血管インターベンション学会の指導医および日本心血管カテーテル治療学会の実技試験を受けていない認定医 (=指導医) が専門医を取得するための実技評価審査

第15条 実技評価対象症例については、申請時から6ヶ月以内の期間にPCIを施行し、病変形態 type B2以上(CTO、グラフト病変は除く)の症例1例の手技を編集せずにCD-ROMにコピーしたものと学会が制定した書式の症例情報記録を専門医認定医制度審議会委員長宛で事務局に提出する。

第16条 実技試験に用いる実技評価基準リストにて採点を行い、専門医認定医制度審議会の合議により可否を決定する。

第17条 移行措置による実技評価審査の合格者を、審議会は理事会に報告し、理事会の議決を経て、理事長は専門医証を交付する。

附則

第18条 この規定による移行措置受付期間は2009年12月から2012年12月までの3年間とする。

注記：

注1 日本循環器学会認定循環器専門医に相当するとは、6年以上(研修医を除く)の循環器病診療の実績があり、日本循環器学会が指定する循環器研修施設の専門医責任者の確認及び推薦があるものとする。